

事務連絡  
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県私立学校主管部（局）  
各都道府県教育委員会 幼稚園担当部局 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

幼稚園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について

平素より幼児教育施策、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、消費者安全調査委員会が「消費者安全法第 33 条に基づく意見」（平成 26 年 6 月 20 日付消安委第 50 号）のフォローアップとして実施した「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（別添 1）を踏まえ、同委員長から文部科学大臣に対し、「消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見」（平成 30 年 4 月 24 日付け消安委第 46 号）（別添 2）が提出されました。

従来から、幼稚園における事故防止については、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1785 号）や「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け府子本第 192 号、27 文科初第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号。以下「ガイドライン」という。）等の周知等を通じて適切な指導をお願いしてきたところです。また、幼稚園におけるプール活動・水遊びを行う場合については、学校における水泳等の事故防止についての通知のほか、ガイドラインにおいて、プール活動・水遊び等の監視体制、救急事態への対応等、十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示し、これらの周知及び適切な指導をお願いしてきたところです。

今夏の学校における水泳等の事故防止については、本日、スポーツ庁次長から「水泳等の事故防止について」（平成 30 年 4 月 27 日付け 30 ス庁第 89 号）（別添 3）が発出されたところですが、幼稚園でプール活動・水遊びを行う場合については、同通知中別紙 5. のとおり、別添 1 の調査結果を参考にされるとともに、下記の点に御留意の上、管内の幼稚園及び市町村に対して、安全管理の強化の指導をお願いします。

## 記

1. プール活動・水遊びを行う場合は、次の(1)から(3)までの取組を行うよう、幼稚園に対して一層の周知徹底を図られたい。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び幼稚園への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにされたい。
  - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。
  - (2) 事故を未然に防止するため、プール、活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。
  - (3) 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように、119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行うこと。
2. 1の(2)「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、幼稚園がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、園長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うこと。
3. 1の(3)「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと。
4. 幼稚園への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼稚園における自発的な安全への取組を促すこと。